

裁判所									
年号		出生地		現住所		本籍			
月	日	事	項	年生月の	旧氏名	氏名	昭和三十五年一月八日	八や木一洋	
年	号	月	日	事	項	年生月の	旧氏名	氏名	
平成元	六三	六〇	五八	五七	司法試験第二次試験合格	昭和三十五年一月八日	八や木一洋	八や木一洋	
四	八	四	三	一〇	東京大学法学部卒業				
一	一	二	一	三〇	司法修習生を任命する				
最高裁判所事務総局民事局付を免ずる	最高裁判所事務総局民事局付を任命する	東京地方裁判所判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を任命する	東京大学法学部卒業				
最高裁判所	法務省	最高裁判所	内閣	最高裁判所	司法試験管理委員会				

2丁			裁判所						年号			月			日			事項			府名								
平成元年	二月	一日	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	通商産業事務官（通商政策局）に併任する	通商産業省	法務省	外務省	内閣	最高裁判所	内閣	最高裁判所	東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事兼判事補に任命する	福岡簡易裁判所判事に補する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	（期間は平成二年二月十日までとする）	外務事務官（経済局）に併任する	（期間は平成二年二月十日までとする）	（期間は平成二年二月十日までとする）	（期間は平成二年二月十日までとする）	外務事務官（経済局）に併任する	（期間は平成二年二月十日までとする）	（期間は平成二年二月十日までとする）				
東京地方裁判所判事補に補する	六									二	五	四	一	一〇															
	四									二	一	一	一	一															
	一									一	一	一	一	一															
最高裁判所		内閣	最高裁判所							内閣	通商産業省	法務省	外務省	内閣	最高裁判所	東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事兼判事補に任命する	福岡簡易裁判所判事に補する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	（期間は平成二年二月十日までとする）	外務事務官（経済局）に併任する	（期間は平成二年二月十日までとする）	（期間は平成二年二月十日までとする）	（期間は平成二年二月十日までとする）	外務事務官（経済局）に併任する	（期間は平成二年二月十日までとする）	（期間は平成二年二月十日までとする）

八木一洋

裁判所												年号	月	日	事項	名													
平成	七	八	九	一〇	一一	一二	一一	一〇	九	八	七						九	八	七	六	五	四	三	二	一				
一九				一八	一五	一四	一三			一一		八	四	四	四	四	四	四	八	八	八	八	八	八	八	八	八		
六				八	七	九	一二			八		一一	七	七	七	七	七	七	一〇	一一	一二								
一				七	一	一	一			一一		一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
部の事務を総括するものに指名する	東京高等裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に任命する	判事に任命する	第一部憲法資料調査室に併任する	第一部憲法資料調査室の併任を解除する	内閣法制局参事官（第一部）の併任を解除する	第一部司法制度改革法制室に併任する	内閣法制局参事官（第一部）に併任する	検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所裁判所調査官に充てる	本官を免じ判事に専任する	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	内閣									
	最高裁判所	内閣	内閣						内閣法制局	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	内閣									

八木一洋

裁判所											年号	月	日	事項	名
平成二六	一一	一九	平成二十七年司法試験予備試験考查委員を免ずる	任期は平成二十七年十月三十一日までとする	平成二十七年司法試験予備試験考查委員を免ずる	平成二十七年司法試験予備試験考查委員に任命する									
〃	〃	九	八	一	一	一	平成二十七年司法試験予備試験考查委員を免ずる	平成二十七年司法試験予備試験考查委員を免ずる	平成二十七年司法試験予備試験考查委員を免ずる	平成二十七年司法試験予備試験考查委員に任命する	法務省	八木一洋	八	木	一
〃	〃	五	六	一	一	一	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	八木一洋	八	木	一
前橋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者	前橋簡易裁判所判事に補する	前橋地方裁判所判事に命ずる	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	最高裁判所	八木一洋	八	木	一
	最高裁判所	内閣	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	〃	〃	〃	〃	法務省	八木一洋	八	木	一

